

答申第 1 1 8 号

(諮問第 1 4 2 号)

答 申

第 1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 3 月 31 日付けで行った 2 件の公文書非公開決定処分は、いずれも妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 公文書の公開請求

審査請求人は、大分県情報公開条例（平成 12 年大分県条例第 47 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、令和 4 年 3 月 27 日付けで、実施機関に対して、次の内容の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

大分高等技術専門校及び佐伯高等技術専門校について、令和 3 年度に労働安全衛生法及び特定化学物質障害予防規則の規定に基づいて実施した特殊健康診断について、大分県人事委員会へ提出した特定化学物質健康診断結果報告書の表面

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対して、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年 3 月 31 日付けで、大分高等技術専門校については、公文書不存在（特定化学物質健康診断は実施したが、当該文書を作成していないため）を理由として、佐伯高等技術専門校については、公文書不存在（特定化学物質健康診断は実施したが、報告書を作成していないため）を理由として、合わせて 2 件の非公開決定を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、行政不服審査法（昭和 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、上記 2 件の非公開決定について、令和 4 年 4 月 9 日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、上記 2 件の非公開決定処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を開示するとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張の内容は、おおむね次のとおりである。

令和3年4月の労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「施行令」という。）及び特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「規則」という。）の改正により、溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者に対して、規則で定められた特定化学物質健康診断を実施しなければならなくなった。

特定化学物質健康診断は、6月以内ごとに1回行うこととされているので、大分高等技術専門校及び佐伯高等技術専門校では、令和3年4月から同年9月までの間に少なくとも1回の特定化学物質健康診断が行われたはずである。

そして、規則第41条を根拠として、事業者には特定化学物質健康診断結果報告書（以下「報告書」という。）を労働基準監督機関に提出することが課せられており、この報告書については、「遅滞なく（健康診断完了後おおむね一カ月以内に）提出するものとする」との通達が示されているから、対象文書は、特定化学物質健康診断完了後おおむね1月以内に大分県人事委員会（以下「人事委員会」という。）へ報告されるべき資料である。

よって、2件の行政処分で掲げられた「報告書を作成していないため」とする非公開理由は、労働安全衛生法及び規則の規定から不合理である。

第4 実施機関の弁明の要旨

実施機関の弁明の内容は、おおむね以下のとおりである。

令和3年4月の施行令及び規則の改正に伴い、金属アーク溶接作業の際に発生する「溶接ヒューム」が特定化学物質に指定された。

大分高等技術専門校及び佐伯高等技術専門校では、金属アーク溶接作業を行っており、この制度改正により特定化学物質健康診断の実施対象となったため、大分高等技術専門校においては令和3年6月及び12月に、佐伯高等技術専門校においては令和3年6月から7月及び12月に、定期の特定化学物質健康診断を実施した。

しかし、規則第41条の規定により、遅滞なく人事委員会に提出することとされている報告書については、本件公開請求の請求日時点では、両校は作成していなかった。

よって、公文書公開請求のあった文書は、未作成の文書であるため、公文書不存在により非公開としたものである。

第5 審査請求人の反論の要旨

実施機関の弁明に対して、審査請求人から反論はなかった。

第6 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、大分高等技術専門校及び佐伯高等技術専門校において、規則

第 39 条第 1 項の規定に基づいて令和 3 年度に実施した特定化学物質健康診断について、規則第 41 条の規定に基づき人事委員会へ提出した報告書の表面である。

2 公文書不存在による非公開決定の適否について

規則第 39 条第 1 項の規定により、事業者は、施行令第 22 条第 1 項第 3 号で規定する特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者に対し、定期に医師による特定化学物質健康診断を行わせなければならないとされている。

また、定期の特定化学物質健康診断を行ったときは、規則第 41 条の規定により、事業者は遅滞なく、報告書を所轄労働基準監督機関に提出しなければならないとされている。

実施機関は、弁明書で、令和 3 年 4 月の施行令及び規則の改正により、金属アーク溶接作業の際に発生する「溶接ヒューム」が特定化学物質に指定されたことに伴い、当該溶接作業を行っている大分高等技術専門校及び佐伯高等技術専門校が特定化学物質健康診断の実施対象となったため、大分高等技術専門校では同年 6 月及び 12 月に、佐伯高等技術専門校では同年 6 月から 7 月及び 12 月に、定期の特定化学物質健康診断を実施したが、規則第 41 条により、遅滞なく、人事委員会あて提出することとされている報告書については、公文書公開請求日時点では、両校ともに作成していなかったと主張している。

上記の実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、また、弁明書に添付された資料のとおり、令和 3 年度に実施した特定化学物質健康診断の報告書が、大分高等技術専門校及び佐伯高等技術専門校ともに、令和 4 年 4 月 20 日付けで、人事委員会委員長あて提出されていることからしても、本件公開請求の請求日時点では対象公文書を作成していなかったとする実施機関の説明は、信用できるものである。

したがって、本件公開請求の請求日時点で本件対象公文書が存在すると認めることはできず、実施機関が不存在を理由として非公開決定を行ったことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、公文書の存在に関する主張の他に種々の主張をしているが、当審査会は、条例により与えられた権限に基づき、請求者からの公文書公開請求に対し実施機関が行った公文書の非公開決定について、その適否を審査することを本務とするものであるから、それらについては、審査の対象外である。

4 結論

以上のことから、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年6月 3日	諮 問
令和4年8月 9日	事案審議（令和4年度第3回審査会）
令和4年8月31日	答申決定（令和4年度第4回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会指定委員

氏 名	職 業	備 考
生 野 裕 一	弁 護 士	会 長
渡 邊 博 子	大分大学経済学部教授	
中 島 英 司	大分県商工会議所連合会専務理事	
松 尾 和 行	元大分合同新聞社編集局長	
水 谷 トシエ	大分県地域婦人団体連合会副会長	